

信 条

令和5年度版

真 実 を 求 め 誠 実 に 行 う

み ず か ら 進 ん で 何 事 に も 全 力 を つ く そ う

- 1 思いやりのある 心豊かな生徒
- 2 よく聞き よく考え よく学ぶ生徒
- 3 ねばり強く がんばる生徒
- 4 強く たくましいからだの生徒
- 5 協力しあい はげましあう生徒

校 歌

作詞 河合俊郎
作曲 永見貞三

1

白雲なびく 松淵の
緑したたる 丘にたち
のびゆくものよ 若人よ
晴れわたりたる 青空に
ああ胸にわく 希望にもえて
羽音もかるく はばたかん
福江中学 わが母校

2

潮風かよう 三河湾
香すがしき 磯にたち
のびゆくものよ 若人よ
澄みわたりたる 海原に
ああ遙かなる 理想ゆめみて
波音たかく いでゆかん
福江中学 わが母校

3

光あふるる 学び舎の
永久に幸ある 庭にたち
のびゆくものよ 若人よ
輝きわたる 山脈に
ああ誠実の 道をもとめて
足音つよく わけ入らん
福江中学 わが母校

◇◆◇◆ 生徒心得 ◇◆◇◆

福江中学校の生徒である自覚とほこりをもって行動します。

1 礼 儀

- (1) 公共物を大切にし、公衆道徳を守ります。
- (2) 正しいことばづかいで話します。
- (3) あいさつ・会釈は、自分から先にします。

2 服装・身なり

- (1) 本校「服装・身なりのきまり」（別記）を守り、中学生としての品位を保ちます。
- (2) 特別な事情がある場合は先生に申し出て、許可をもらいます。

3 所持品

- (1) 学習に不必要な品物や金銭を持ってきません。
- (2) 教科書などの授業で使う用具やお金、品物の貸し借りをしません。

4 教室

- (1) みだりに他の教室や特別教室には入りません。
- (2) 授業中の教室への出入りは、先生の許可をもらいます。

5 公共物

- (1) 学校用具を使用するときは、必ず先生の許可をもらいます。
- (2) 器具などを破損したら、必ず先生に報告します。

6 廊下・渡り

- ・土足で、渡り板・グリーンベルトの上にあがりません。

7 清潔・清掃

- (1) 心を磨く 5 S 清掃（進んで・静かに・素早く・隅々まで・最後まで）につとめます。
- (2) 上靴と運動靴の区別をはっきりし、校舎内外を汚しません。

8 登下校

- (1) 登校後は、無断で校外へは出ません。
- (2) 登下校の時は交通規則を守り、必ず決められた通学路を通ります。
- (3) 寄り道や買い物などをしません。
- (4) 自転車に乗る時は、ヘルメットを正しく着用します。

9 その他

- (1) 深夜徘徊をしません。コンビニエンスストア、飲食店、遊技場など、深夜営業施設等への深夜（午後11時～翌日の午前6時まで）の出入りは、保護者同伴であっても禁止されています。【愛知県青少年保護育成条例】

◆◆◆◆ 服装・身なりのきまり ◆◆◆◆

※学生服・セーラー服・旧ジャージは、本年度から使用不可。

1 制服（冬期用・夏期用は、気候や体調に合わせて各自で選択する）

（1）冬期用

- ・学校で規定したブレザータイプの制服（上下）を着用する。

（2）夏期用

- ・上着は、学校で規定した白色の半袖シャツを着用する。
- ・学校で規定したスラックス、スカートを着用する。
- ・酷暑期に、体操服（夏期用）での生活を認められた場合は可とする。

（3）その他

- ・名札は、左胸につける。
- ・スカートで自転車に乗らない。
- ・スカート丈はひざが隠れる程度とする。

2 ネクタイ・リボンタイ

- ・冬服時は、常時着用する。
- ・夏服時は、着用しなくてもよい。

3 中着

- （1）冬期用制服の中着として、セーター、カーディガン、ベストを着てもよい。白、黒、紺、茶、ベージュ、灰色の**全体が無地のもので**、ワンポイントは認める。
- （2）夏期用制服の中着として、**体操服（夏期用）**や白・黒・紺色の**全体が無地**のシャツを着用する。

※福江Tシャツの着用は認める。

4 体育時の服装

（1）冬期用

- ・学校指定の**体操服（夏期用）**または、**ジャージ（冬期用）**上下を着用する。
- ・**ジャージ**の**中**に中着のシャツの着用を認める。

（2）夏期用

- ・学校指定の**体操服**上下を着用する。

5 清掃時の服装

- ・体操服またはジャージで行う。

6 靴下

- ・白、黒、紺、茶、灰色の**全体が無地のもので**、ワンポイント・**ライン**は認める。
- ・ストッキング・タイツの着用を認める。ただし、黒または**ベージュ系**で無地のものとする。

7 上靴・体育館シューズ

- ・学校指定の靴（上靴は学年色）を着用する。

8 通学靴 ※体育時も兼用

- ・外での運動に適したひも付き運動靴を着用する。

9 頭髪

- ・中学生としての品位を意識して、過度に人目を引く髪型にはしない。
- ・前髪は目にかからない程度とし、勉強や運動の邪魔にならないようにする。
- ・カールやパーマをかけない。
- ・肩まで伸びたら、切るか、耳より下でしぼる。
- ・意図的に髪を立てたり、固めたり、染めたりしない。整髪料を使用しない。
- ・眉毛は自然な形にする。細くしたり、短くしたりしない。
- ・ヘアゴムやヘアピンは黒・紺・茶色系の無地で飾りのないものとする。

10 バッグ

- ・荷物を入れるバッグは、中学校生活に適した機能的な黒色のリュック（両肩に背負えるタイプ）を使用する。
- ・補助バック（手さげタイプ）を使用してもよい。色は華美でないものが好ましい。
- ・キーホルダー等は、目印のために1つまでとし、過度に大きいものは避ける。

11 その他

- ・ベルトは、黒・紺・茶色系の無地で飾りのないものとする。
- ・通学時は、体操服、ジャージ、手袋、ネックウォーマー、学校指定のウインドブレーカー、学校指定のブレーカーパンツの着用を認める。
- ・特別な事情がある場合は、教員に相談すること。

◆◆◆◆ 通 学 の き ま り ◆◆◆◆

- 1 徒歩で通学することを原則とする。ただし、伊良湖岬小学校区からの通学者については、スクールバスで通学することとする。バス停までは徒歩または自転車通学とする。
- 2 遠距離通学者については、自転車通学を許可する。ただし、徒歩通学者であっても、「自転車使用許可書」を提出した生徒は、自転車通学を許可する。
- 3 自転車は定められた場所に、施錠をして駐輪する。
- 4 自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用する。
- 5 悪天候時の自転車通学者はカッパを着用する。
- 6 改造自転車・整備不良な自転車には乗らない。
- 7 徒歩通学者が部活動など（休日・長期休業中等）で登校する場合、自転車で登校することを許可する。